

# 2025 年度船員災害防止実施計画

## はじめに

本計画は、船員災害の防止に寄与することを目的とし、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）第 7 条に基づき、第 12 次船員災害防止基本計画（以下「第 12 次基本計画」という。（2023 年度～2027 年度））の実施を図るため、2025 年度における

- ・船員災害の減少目標
- ・船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- ・船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- ・その他船員災害の防止に関し重要な事項

を定めるものである。

## 1. 船員災害の減少目標

（2023 年度の実績等）

第 12 次基本計画の初年度である 2023 年度における実績は、死傷災害（漁船、全体、死亡等人数）については、減少目標を達成したが、死傷災害（一般船舶等）及び疾病については、減少目標を達成しなかった。〈図表 1 参照〉

〈図表 1〉 第 12 次基本計画における船員災害発生実績

		（参考） 第11次実績 年度平均	第12次				
			第12次・2024年度目標		2023年度実績		
			発生率 /発生件数	年度平均発生率 /発生件数	第11次年度平均 からの減少率	発生率 発生人数 /船員数	第11次年度平均 からの増減(率)
死傷 災害	一般船舶等	0.61%	0.53%	13%減	0.60% 264人 44097人	2%減	B
	漁船	1.24%	1.17%	6%減	1.00% 213人 21196人	19%減	A
	全体	0.82%	0.73%	11%減	0.73% 477人 65293人	11%減	A
	死亡等人数	19.2人	15人	20%減	8人	58%減	A
疾病	一般船舶等	0.75%	0.69%	8%減	0.78% 343人 44097人	4%増	D
	漁船	0.73%	0.66%	10%減	0.76% 161人 21196人	4%増	D
	全体	0.74%	0.67%	9%減	0.77% 504人 65293人	4%増	D
	メンタルヘルス 系疾病人数	22.2人	20人	10%減	32人	44%増	D

（注）「一般船舶等」：貨物船、油送船、LPG船、コンテナ船、旅客船、その他の船舶  
「メンタルヘルス系疾病人数」：精神行動障害のうち、統合失調症、気分障害、神経症、その他の精神行動障害  
「死亡等人数」：死亡・行方不明  
「疾病」：新型コロナウイルス感染症（2023 年度：294 人）を除く。  
「目標達成状況」：A 目標値に達した B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある  
C 変わらない D 悪化している

(2025 年度における減少目標)

2025 年度における減少目標は、2023 年度（単年度）の発生実績を踏まえ、第 12 次基本計画及び 2024 年度実施計画の減少目標を達成している死傷災害（漁船、全体、死亡・行方不明の発生人数）については、2024 年度実施計画に引き続き、第 12 次基本計画の目標と同一の減少率<sup>1</sup>を目標値とする。

目標を達成していない死傷災害（一般船舶等）及び疾病（メンタルヘルス系疾患）については、第 12 次基本計画の目標達成を目指し、2023 年度実績を踏まえて算出した減少率<sup>2</sup>を目標値とする。

疾病（一般船舶等、漁船、全体）については、第 11 次年度平均発生率からの悪化がみられるが、これは陸上におけるインフルエンザの流行に起因すると考えられる大幅な増加によるところが大きい（2022 年度と比べて約 5 倍（17/403 人→86/504 人）。インフルエンザは、第 12 次基本計画の目標設定時に算定基礎に入れた期間（2018～2020 年度）には流行が落ち着いており、疾病の減少目標自体が高いものになっている可能性も考えられるが<sup>3</sup>、2024 年度における発生状況の経過を見るため、2024 年度実施計画に引き続き、第 12 次基本計画の目標と同一の減少率を目標値に据え置く。

<参考資料①～⑥参照>

(1) 死傷災害の発生率<sup>4</sup>

	第 12 次基本計画・2024 年度の目標	2023 年度実績	2025 年度の目標
一般船舶等	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して 13%減（発生率：0.53%）	2%減 （発生率：0.60%）	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して 15%減（発生率：0.51%）
漁船	同 6%減（発生率：1.17%）	19%減 （発生率：1.00%）	同 6%減（発生率：1.17%）
全体	同 11%減（発生率：0.73%）	11%減 （発生率：0.73%）	同 11%減（発生率：0.73%）

(2) 死傷災害による死亡・行方不明の発生人数

	第 12 次基本計画・2024 年度の目標	2023 年度実績	2025 年度の目標
全体	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して 20%減（発生人数：15 人）	58%減 （発生人数：8 人）	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して 20%減（発生人数：15 人）

<sup>1</sup> 2025 年度目標の「減少率」とは、第 11 次基本計画期間中の発生率又は発生人数（2018～2022 年度までの 5 ヶ年の実績値）の年度平均からの減少率をいう。

<sup>2</sup> 「算出した減少率」の算出方法は「(第 11 次年度平均×5－2023 年度実績)÷4」

<sup>3</sup> 第 12 次基本計画の減少目標 = 1 - [2018～2020 年度の発生率の平均値]÷[第 10 次基本計画期間（2013～2017 年度）の発生率の平均値]。2018～2020 年度のインフルエンザは、45 件（2018 年度）、57 件（2019 年度）、0 件（2020 年度）と発生件数が低かった。

<sup>4</sup> 「発生率」とは、各年度の船員法適用船員数（乗組員数）に占める船員の死傷災害又は疾病（船員が死亡、行方不明又は 3 日以上休業したものに限る。）の発生人数の割合を百分率で示したものをいう。

### (3) 疾病の発生率

	第12次基本計画・2024年度の目標	2023年度実績	2025年度の目標
一般船舶等	第11次基本計画期間の年度平均値と比較して 8%減（発生率：0.69%）	4%増 （発生率：0.78%）	第11次基本計画期間の年度平均値と比較して 8%減（発生率：0.69%）
漁船	同 10%減（発生率：0.66%）	4%増 （発生率：0.76%）	同 10%減（発生率：0.66%）
全体	同 9%減（発生率：0.67%）	4%増 （発生率：0.77%）	同 9%減（発生率：0.67%）

### (4) メンタルヘルス系の疾病（精神行動障害）の発生人数

	第12次基本計画・2024年度の目標	2023年度実績	2025年度の目標
全体	第11次基本計画期間の年度平均値と比較して 10%減（発生人数：20人）	44%増 （発生人数：32人）	第11次基本計画期間の年度平均値と比較して 23%減（発生人数：17人）

## 2. 船員災害の防止に関し重点をおくべき災害の種類

### (1) 死傷災害

2023年度における発生状況は、全体で477人と前年度（476人）から1人増加しており、種類別では、転倒が26%（125人）、はさまれが16%（77人）、動作の反動・無理な動作が10%（48人）、転落・墜落が10%（47人）となっており、これらで全体の約60%を占めている。＜図表2参照＞

また、死亡及び行方不明者は全体で8人と前年度（17人）から減少しており、海中転落が6人（75%）と大多数を占めている。＜図表3参照＞

以上のような発生状況を踏まえ、転倒、はさまれ、動作の反動・無理な動作及び転落・墜落による死傷災害並びに海中転落による死亡及び行方不明の発生状況は、依然として高い割合を占めていることから、2025年度に重点を置くべき死傷災害の種類を以下のとおりとする。

- ① 転倒
- ② はさまれ
- ③ 動作の反動・無理な動作
- ④ 転落・墜落
- ⑤ 海中転落

<図表 2> 死傷災害の種類別発生状況

	一般船舶	漁 船	その他	合 計	
				人数	割合
転倒	41人	60人	24人	125人	26%
はさまれ	31人	30人	16人	77人	16%
動作の反動・無理な動作	19人	12人	17人	48人	10%
転落・墜落	21人	15人	11人	47人	10%
飛来・落下	14人	21人	0人	35人	7%
切れこすれ	8人	17人	3人	28人	6%
激突され	8人	13人	6人	27人	6%
まき込まれ	3人	19人	2人	24人	5%
激突	6人	8人	2人	16人	3%
海中転落	5人	5人	1人	11人	2%
踏み抜き	7人	3人	1人	11人	2%
その他	11人	10人	7人	28人	6%
合計	174人	213人	90人	477人	100%

(注)「激突」：人が主体となって静止物又は動いている物に当たることをいう  
 「激突され」：物が主体となって人に当たることをいう

<図表 3> 死亡・行方不明となった死傷災害の種類

	一般船舶	漁 船	その他	合 計	
				人数	割合
海中転落	1人	4人	1人	6人	75%
激突され	0人	1人	0人	1人	13%
海難	0人	1人	0人	1人	13%
合計	1人	6人	1人	8人	100%

## (2) 疾病

2023 年度における発生状況<sup>5</sup>は、全体で 504 人と前年度（403 人）から 101 人増加しており、種類別では、感染症が 17%（87 人）と最も多く発生している。また、生活習慣病に関連する疾病（循環器系が 14%（70 人）、消化器系が 12%（58 人）、新生物が 7%（36 人））が全体の約 30%を占めている。<図表 4 参照>

感染症については、インフルエンザウイルスの発生数が全体で前年度と比べ約 5 倍（17/403 人→86/504 人）に増加したことにより、発生件数が大幅に増加している。この大幅な増加は、陸上におけるインフルエンザの流行に起因するものと考えられる。<図表 5、参考資料⑤参照>

また、メンタルヘルス系の疾病についても、全体で 32 人と前年度（29 人）から 3 人増加している。船種別では、内航フェリーが 35%（11 人）、官公庁船が 25%（8 人）、内航旅客船が 16%（5 人）を占めており、内航旅客船と内航フェリーといった旅客を運送する船舶が全体の 50%を占めている。<図表 6、参考資料⑥参照>

また、疾病による死亡は、全体で 13 人と前年度（12 人）から 1 人増加しており、死亡者の多くが脳血管疾患や虚血性心疾患など生活習慣病が原因となる疾患である。<図表 7 参照>

以上のような発生状況を踏まえ、生活習慣病に関連する疾病の発生状況及び生活習慣病に関連する疾病による死亡者数は依然として高い割合を占めていることから、2025 年度に重点を置くべき疾病の種類を生活習慣病に関連する疾病とする。

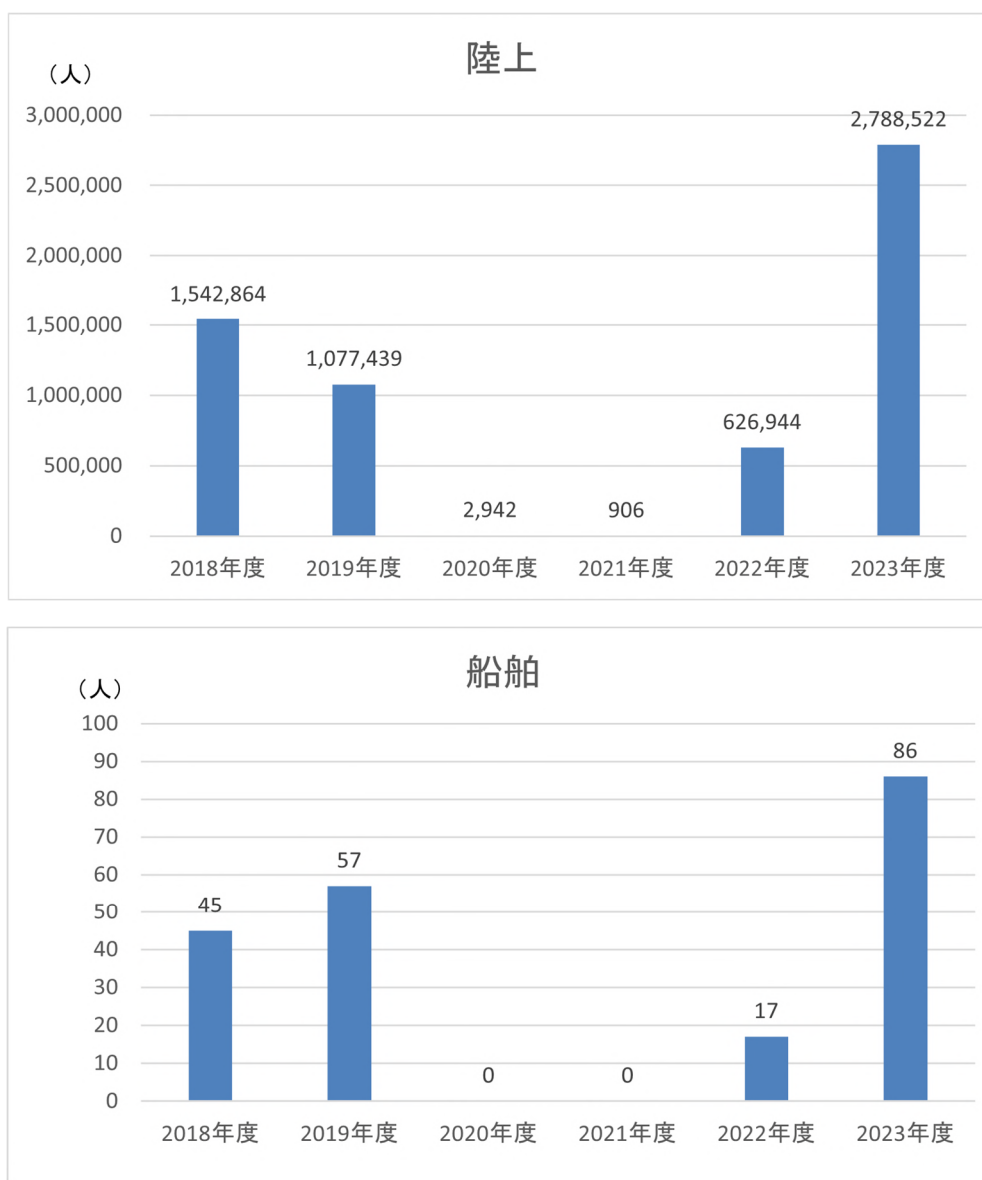
<sup>5</sup> 新型コロナウイルス感染症（2022 年度：1159 人、2023 年度：294 人）を除く。

<図表 4> 疾病の種類別発生状況

	第11次実績平均		2023年度	
	人数	割合	人数	割合
感染症	47人	10%	87人	17%
筋骨格系	79人	16%	74人	15%
循環器系	69人	14%	70人	14%
消化器系	74人	15%	58人	12%
新生物	45人	9%	36人	7%
呼吸器系	36人	7%	36人	7%
精神行動障害	22人	5%	34人	7%
その他	110人	23%	109人	22%
合計	482人	100%	504人	100%

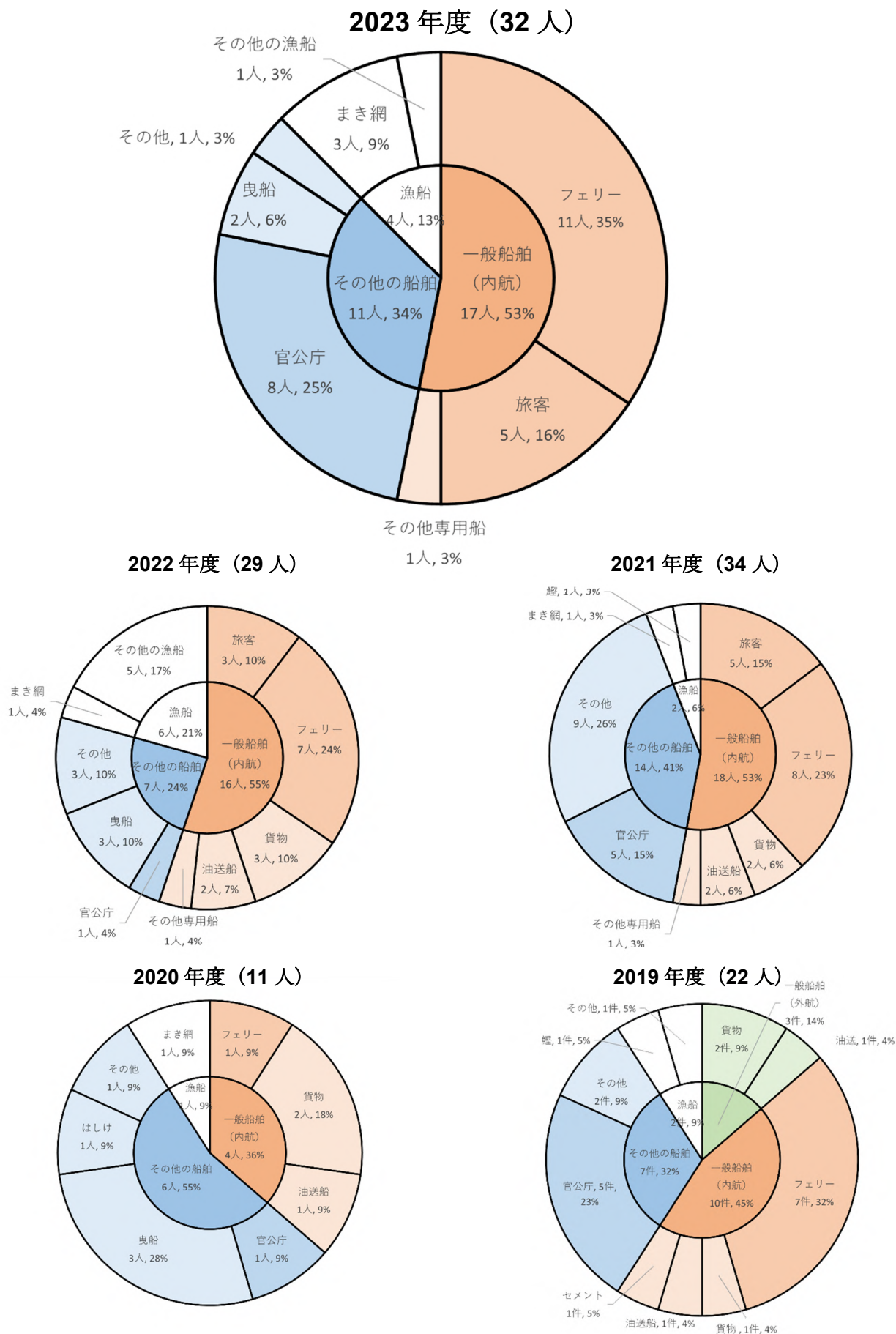
※赤枠は、生活習慣病関連

<図表 5> インフルエンザウイルス発生状況の海陸比較



(出典) 陸上は、厚生労働省感染症発生動向調査(定点報告)の季節性インフルエンザ患者報告者数から船員政策課において算出

<図表 6>メンタルヘルス系疾病の船種別発生状況



<図表 7> 疾病による死亡の内訳

	2023年度	
	人数	割合
虚血性心疾患	3人	23.1%
その他の心疾患	2人	15.4%
脳内出血	2人	15.4%
その他の循環器系	2人	15.4%
気管、肺の悪性新生物	1人	7.7%
悪性新生物	1人	7.7%
高血圧	1人	7.7%
不明	1人	7.7%
合計	13人	100%

### 3. 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項

2023年度の発生状況を踏まえ、上記2に定める「重点を置くべき船員災害の種類」は昨年度と同一であることから、第12次基本計画Ⅲの2に定める「主要な対策」を引き続き推進する。

#### (1) 死傷災害防止対策

##### ① 作業時を中心とした死傷災害防止対策

- ・船舶所有者は、「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」、「転落・墜落」、「海中転落」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討する。その際、2023年度の作業別発生状況や起因物別発生状況及び事故事例（別紙）を参考に防止対策を徹底する<参考資料⑦～⑩参照>。
- ・船舶所有者は、就業に係るリスクアセスメントとともに、危険な作業の廃止・変更、安全装置の設置等の工学的対策、作業方法の改善・マニュアルの整備等の管理的対策、船員個人に応じたサイズや作業に適した保護具<sup>6</sup>の使用によるリスク軽減措置を行うほか、作業前ミーティング等を通じて作業内容等に応じた作業基準、安全基準に基づく手順の確認と、船員一人一人の意識の向上を図る。
- ・船舶所有者は、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対し、安全衛生点検方法や作業手順に関する教育等必要な安全衛生教育を実施し、作業基準等の遵守の徹底に取り組む。
- ・船舶所有者は、長時間労働による疲労やストレスの蓄積がヒューマンエラーによる死傷災害や海難の発生要因となることを理解し、労働時間規制の遵守と、労働負荷軽減の推進のため、労務管理責任者を通じて労働時間の状況や船員の健康状態等を把握し、状況に応じて必要な措置を講じるなど適切な労務管理に取り組む。

<sup>6</sup> MLC 条約 2022 年改正(発効 2024 年 12 月 23 日)により、A4.3 基準（健康及び安全の保護並びに災害の防止）において、船舶における職業上の災害、負傷及び疾病を防止するための合理的な予防措置の例として、適切なサイズの個人用保護具を必要な船員全員に提供されることが追加された。

(参照) [Maritime Labour Convention, 2006, as amended \[Including 2022 amendments\] | International Labour Organization](#)

- ・船舶所有者は、2024年1月の「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」の改正も踏まえ、係船索を含む係船設備の点検及び保守について、引き続き確実に実施の上、係船設備に関係する事故の防止を図る。〈参考資料⑩参照〉
- ・船舶所有者は、「墜落制止用器具（いわゆるハーネス型）<sup>7</sup>」の使用が義務の作業（高所作業等）であって、ハーネス型を使用して船員に行わせる場合には、特別教育を受けさせることを徹底する。  
国及び船員災害防止協会は、墜落制止用器具特別教育教本<sup>8</sup>等を活用し、高所作業等を行う際の転落・墜落事故の未然防止、墜落制止用器具が適切に使用されるよう、引き続き、周知徹底等を図る。

## ② 海中転落・海難による死亡災害防止対策

- ・船舶所有者は、死亡・行方不明の原因の多くが海中転落によるものであること（6件/8件）、そのうち職務上の海中転落（3件）や職務外の海中転落（3件）がどちらも発生していることを踏まえ、作業用救命衣等の適切な使用の徹底や、海面に木槌をセットした浮輪を設置するなど海中転落に関する対策を講じる。  
国及び船員災害防止協会は、小型船舶においては、甲板上では、常に作業用救命衣等の着用が義務付けられていることから、引き続き、船員労働安全衛生月間における訪船指導等を活用し、その周知徹底を図る。
- ・国は、海中転落・海難が発生した場合においても、生き抜くための知識を身に付けるため、操練や基本訓練の実施、船員災害防止協会が実施する生存対策講習会の受講等を積極的に推進する。〈参考資料⑫参照〉
- ・国は、2022年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、「小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン」及び教材ひな形、事業者向け動画等を活用し、小型旅客船の船舶所有者に対し、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練等が適切に実施されるよう周知等を行う。〈参考資料⑬参照〉

## ③ 漁船における死傷災害対策

- ・船舶所有者は、特に漁ろう・漁具漁網取扱作業中に多い「転倒」、「はさまれ」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討する。その際、2023年度の作業別発生状況や事故事例（別紙）を参考に防止対策を徹底する。〈参考資料⑧参照〉
- ・国（水産庁）は、船舶事故を伴わない海中転落者のうち漁船が全船舶の約半数を占めていることを踏まえ、引き続き、国土交通省をはじめ関係機関と連携してライフジャケットの着用状況調査や着用を促す情報の発信等を通じて着用徹底を図る。〈参考資料⑭参照〉
- ・国（水産庁）は、漁業現場における安全性の確保が漁業に対する就労意欲にも影

<sup>7</sup> 国土交通省「高所作業でのフルハーネス型の墜落制止用器具の使用について」  
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000030.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000030.html)

<sup>8</sup> 船員災害防止協会「墜落制止用器具特別教育教本等の頒布品」  
<https://www.sensaibo.or.jp/hanpu.html>



響することを踏まえ、全国で漁業カイゼン講習会等を開催し事故防止に関する知識を持った安全推進員等を養成し、漁業者自らが漁業労働の安全性を向上させるための取組を推進する。

- ・国（水産庁）は、漁業を営む事業者や事業者団体等を対象に作業安全確保のために取り組むべき事項を示した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）」及び解説動画<sup>9</sup>、漁業現場における作業安全対策に関する知識・理解を広げるための作業安全学習教材（日本語、インドネシア語）及び理解度チェックテストの活用促進を図る。
- ・国（水産庁）は、毎年10月の「全国漁船安全操業推進月間」に合わせ、国土交通省をはじめ関係機関との連携による漁船事故防止に向けた周知啓発キャンペーンを全国一斉に展開する。
- ・国（水産庁）は、荒天が予想される春冬期の2回、漁労機械への巻き込みや転倒等労働災害の防止も含めた漁船事故防止に向けた注意喚起文を作成し、沿海都道府県をはじめ漁業団体に対し安全対策の周知徹底を図る。
- ・国（水産庁）は、国土交通省をはじめ関係機関が実施している船舶事故防止等を目的とした各種普及啓発キャンペーンに参加し、漁船員の労働災害防止に向けた取組を推進する。
- ・国は、漁船及び漁船員の安全を確保するため、漁船員のための訓練、資格証明及び当直に係る国際基準等について定めたSTCW-F条約の批准を目指す。

#### ④ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進

- ・国は、船員安全・労働環境取組大賞（トリプルエス大賞）におけるハード面の効果的な対策について、その内容を動画において紹介する等の横展開を行う。また、船員災害防止協会等と連携し、死傷災害防止に効果的なハード面の対策実施の普及促進等を図るための啓発活動を行う。

## (2) 疾病防止対策

### ① 船員の健康確保対策

- ・船舶所有者は、健康検査結果を活用し、船員の健康状態を継続的かつ適切に把握し、必要な就業上の措置等（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じる。
- ・船舶所有者は、生活習慣病予防・改善のために食生活の改善が重要であることを踏まえ、調理業務従事者に対する教育等（レシピ提供）を実施するほか、調理業務の負担軽減等のため、停泊地における外部供食サービスの利用、食材の購入や船内への搬送の支援に取り組む<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 水産庁「作業安全動画（漁業分野）一覧リーフレット」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-22.pdf>

<sup>10</sup> 久宗周二・神戸マリナーズ厚生会編「船員版仕事別なりやすい病気と改善策」

<https://www.wib-or.com/semen-health-1/>、国土交通省「司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン」

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr4\\_000031.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000031.html)、神戸マリナーズ厚生会編「船内での供食のためのレシピ集」<https://www.wib-or.com/recipe/>）等参考

- ・船舶所有者は、長時間労働が脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となることを踏まえ、長時間労働を行い、疲労の蓄積が認められる船員に対し、面接指導の実施等適切な措置を講ずる。
- ・船員は、生活習慣病が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、生活習慣病を予防するため、全国健康保険協会等が受診勧奨を行っている①がん検診を含む生活習慣病予防健診の定期的・継続的な受診及び②特定保健指導<sup>11</sup>を積極的に利用する。

船舶所有者は、特定保健指導を利用できるよう、被保険者である船員の同意を得たうえで、船員手帳上の健康証明書の写しを全国健康保険協会に提供する。

船員災害防止協会は、船員等を対象に、生活習慣病の予防に関する講習会を開催し、啓発活動を行う。

- ・船舶所有者は、受動喫煙を防止するため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月厚生労働省策定）<sup>12</sup>の組織的対策を参考に、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚及び情報の収集・提供を行う。また、全国健康保険協会の提供する「たばこの害」をテーマにした出前健康講座を利用し、船員のリテラシーの向上を図る。

船員は、自身の健康のため、全国健康保険協会の提供する「オンライン禁煙プログラム」<sup>13</sup>等を利用し、禁煙に取り組むよう努める。

- ・国は、2023年4月から開始された健康確保の取組に係る普及啓発を行う<sup>14</sup>。また、各地方運輸局等に設置された「船員労働の総合相談窓口」において、事業者・船員からの相談内容に応じた必要な支援を行う。（参考資料⑮参照）
- ・国は、全国健康保険協会と連携し、同協会の船員の健康づくりに関する取組の利用促進を図り、船員の健康課題の改善に取り組む。  
国（水産庁）は、漁船員の健康リスクが高まる中、同協会と連携し、漁船員の健康保持・増進、健康で働き続けられる労働環境整備など、漁業における人材の確保・定着や生産性の向上に繋がるための取組を推進する。（参考資料⑯参照）
- ・国及び船員災害防止協会は、船員等が疾病予防や健康増進についての確かな情報を入手できるよう、ウェブページ等により情報提供を行う。

## ② 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策

- ・船舶所有者は、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスをはじめとする感染症に関する最新の動向を把握するとともに、厚生労働省のウェブページ<sup>15</sup>や外

<sup>11</sup> 全国健康保険協会「特定保健指導のご案内」[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g4/cat432/r020311\\_0/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g4/cat432/r020311_0/)

<sup>12</sup> 厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

<sup>13</sup> 全国健康保険協会「オンライン禁煙プログラムについて」[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/20180719\\_1/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/20180719_1/)

<sup>14</sup> 健康確保に係る実施状況（常時使用する船員の数50人以上の船舶所有者）は、産業医の選任 93.3%（陸上 84.6%）、長時間労働該当者への面接指導 88.9%（陸上 95.4%）、ストレスチェックの実施 93.3%（陸上 89.6%）であった（2024年10月船員政策課調査、平成30、令和2年、令和5年労働安全衛生調査（実態調査））。

<sup>15</sup> 厚生労働省「感染症情報」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

航船員医療事業団「新型インフルエンザと緊急対応ガイドライン」等を活用して感染予防に必要な注意事項に関する教育、手洗い、アルコール消毒等の感染予防対策を徹底する。

- ・船舶所有者は、ノロウイルスについて、食品の十分な加熱処理、調理器具の消毒、うがいや手洗いの励行、罹患者の排泄物及び嘔吐物の適切な処理等の予防対策を徹底する。

### ③ ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

(ハラスメントの防止)

- ・船舶所有者は、全事業主にパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止措置が義務化されたことを踏まえ、相談窓口の設置、社内研修の実施等、ハラスメント防止対策を適切に講ずる。その際、「海上従事者のハラスメント対策ハンドブック<sup>16</sup>」(2021年3月海技振興センター作成)等を参考に、ハラスメント対策に関する教育を実施する。

船員災害防止協会は、船員等を対象に、ハラスメントの防止の確保に関する講習会を開催し、啓発活動を行う。

- ・国は、船員の就業環境向上のため、顧客等からのハラスメントに対し、陸上の検討も踏まえつつ、船舶所有者の措置の在り方について検討を行う。また、各地方運輸局に設置した「船員労働の総合相談窓口」において、ハラスメントに関する相談に適切に対応する。

(メンタルヘルスの確保)

- ・常時50人以上の船員を使用する船舶所有者は、1年に1回、医師や保健師等によるストレスチェックを実施し、ストレスの高い船員には面接指導等を実施する。
- ・船舶所有者は、メンタルヘルス系疾病の船種別発生状況も踏まえ、陸上の相談体制整備や、「船員のメンタルヘルス確保のための手引き<sup>17</sup>」(2020年3月海技振興センター作成)等<sup>18</sup>を活用したメンタルヘルス対策等の実施に努める。〈図表6参照(再掲)〉
- ・船員災害防止協会は、国、全国健康保険協会や事業者団体と連携し、船員等を対象に、メンタルヘルスの確保に関する講習会を開催し、啓発活動を行う。
- ・国は、全国健康保険協会と連携し、同協会が設置している健康相談窓口において、メンタルヘルスに関する相談ができることを周知する。〈参考資料⑰参照〉

### ④ ITを活用した健康管理等の推進

- ・船舶所有者は、長時間労働が健康リスクを高める要因となることを踏まえ、ITを活用した健康管理・労働時間管理システムを活用し、効率的・効果的に船員の健

<sup>16</sup> 一般財団法人海技振興センター「海上従事者のハラスメント対策ハンドブック」

[https://www.maritime-forum.jp/et/pdf/power\\_harassment.pdf](https://www.maritime-forum.jp/et/pdf/power_harassment.pdf)

<sup>17</sup> 一般財団法人海技振興センター「船員のメンタルヘルス確保のための手引き」

[maritime-forum.jp/et/pdf/20200602mental\\_guidance.pdf](https://www.maritime-forum.jp/et/pdf/20200602mental_guidance.pdf)

<sup>18</sup> 一般財団法人運輸振興協会「こころの健康自己チェック」<http://www.transport-pf.or.jp/mhc/pc/>、

久宗周二・小木和孝・神戸マリナーズ厚生会編「こころの健康づくり」<https://www.wib-or.com/船員のストレス対策/>

健康管理等を行うよう努める。

国は、ITによる船員の健康管理の活用事例<sup>19</sup>や労働時間管理システムの導入メリット<sup>20</sup>の周知等を通じて、ITを活用した健康管理等の推進を図る。

#### ⑤ その他の健康管理上の取組

- ・船舶所有者は、熱中症を予防するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月厚生労働省策定）<sup>21</sup>を参考に、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等を実施する。  
船員は、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意し、健康保持増進に取り組むよう努める。
- ・船員災害防止協会は、船員の命を守る観点から、AED（自動体外式除細動器）の備置を啓発し、その使用方法及び保守点検についての講習会等を実施する。
- ・国は、石綿業務に係る船員健康管理手帳所持者に対する健康診断を引き続き実施する。

### (3) 死傷災害・疾病防止対策（共通）

#### ① 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策

（高年齢船員）

- ・船舶所有者は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」（令和2年3月厚生労働省策定）<sup>22</sup>を参考に、職場環境の改善（船内設備）、高年齢船員の健康や体力の状況の把握（健康検査結果の活用）、高年齢船員の健康や体力の状況に応じた対応（作業方法）、安全衛生教育（自覚を促す）に努める。

高年齢船員は、身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、自らの身体機能や健康状況の客観的把握に努める。

船員災害防止協会は、高年齢船員の健康確保に関する出張講習会を開催し、啓発活動を行う。

（若年船員等）

- ・船舶所有者は、安全衛生に関する技能等を十分に継承させるため、若年船員（～29歳）に対し、乗船前に船内の設備、危険作業についての作業手順、救命設備・保護具の使用法、生活習慣病対策、衛生管理等の健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を実施する。また、船内においては、気の緩みや慣れによる事故を防止するため、船長や熟練船員が、若年船員に加え、中堅船員（30～39歳）に対する安全衛生に係る指導を実施する。

<sup>19</sup> 全国健康保険協会「船員保険健康アプリ」 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/kennkouapuri/>

<sup>20</sup> 国土交通省「船員向け労働時間管理システム導入円滑化のためのリーフレット」  
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001589861.pdf>

<sup>21</sup> 職場における熱中症予防基本対策要綱 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>

<sup>22</sup> 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10178.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html)

## ② その他の安全衛生対策

- ・船舶所有者は、外国人船員混乗時における言語・習慣の違いによる意思伝達や指示の行き違い等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める。特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底を図るとともに、外国語による安全作業マニュアルの活用、作業基準の見直し、外国語による危険等に関する標示、レクリエーション設備や相談体制の整備等の安全衛生対策を推進する。また、漁船の死傷災害発生率が高いことを踏まえ、「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（漁業）」（令和元年度厚生労働省委託事業）<sup>23</sup>も活用する。

## 4. その他船員災害の防止に関し重要な事項

### (1) 安全衛生管理体制の整備とその推進

船員災害の防止のためには、船内における個別・具体的な対応だけでなく、自主的かつ組織的な安全衛生活動の取組が不可欠であるため、以下の取組を推進する。

#### ① 安全衛生管理体制の整備

- ・船舶所有者は、船内安全衛生委員会を活用し、船内の危険要因の特定・安全衛生目標や安全衛生計画の作成・実施、当該計画の実施状況や効果の確認と更なる改善措置の実施等を継続的に行う船内労働安全衛生マネジメントシステムを導入に努める。船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入が難しい船舶所有者は、WIB（Work Improvement on Board,船内向け自主改善活動）<sup>24</sup>の導入に努める。
- ・常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者は、産業医と連携を図りながら、災害防止対策を推進する。
- ・船舶所有者は、船内における個別・具体的な対応だけではなく、陸上における船舶所有者や荷主の災害防止に対する意識高揚を図る。陸上の労務管理部門においても、ヒヤリハット事例集の活用やKYT（危険予知訓練）・KYK（危険予知活動）などの導入を含めたリスク低減対策を推進する。

#### ② 安全衛生パトロールや派遣船員に対する安全衛生教育の実施

（団体安全衛生委員会等による活動）

- ・団体安全衛生委員会又は協議会等の構成員である船舶所有者（以下「構成員」という。）は、安全衛生担当者等からなる安全衛生パトロール班を設け、構成員の船舶等を巡回して安全衛生診断を実施し、問題点の改善を図る。また、構成員のニーズに応じて、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対する教

<sup>23</sup> 厚生労働省「外国人労働者の安全衛生対策について」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

<sup>24</sup> WIB(Work Improvement on Board) とは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、各船員が船内の危険箇所・問題点等を認識し、その対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの（「船内向け自主改善活動(WIB)マニュアル(マンガ版)」<http://www.mlit.go.jp/common/001034123.pdf>）。2015 年度からこれまでに WIB に関する講習を全国各地で計 47 回開催し、2,161 人が参加（2024 年 12 月現在）

育、安全衛生点検方法や作業手順に関する講習、健康管理に関する講習等必要な安全衛生教育を実施する。その際には、船員災害防止協会が行う安全衛生講習会等<sup>25</sup>を積極的に活用する。

(派遣船員に対する安全衛生教育等の実施)

- ・船舶所有者は、派遣船員に対する安全衛生管理について、お互いの安全衛生管理体制を十分に把握し、適切な役割分担と緊密な連携の下に、安全衛生教育の実施、派遣元責任者・派遣先責任者等による定期的な派遣船舶への巡回、点検及び改善その他派遣船員の適切な安全衛生管理体制を確保するために必要な措置を講ずる。また、船員災害防止協会が実施する講習会への参加や同協会発行の教育資料（頒布図書）等の積極的な活用を努める。特に、派遣元は、外国船舶派遣の場合等派遣先により派遣船員の安全衛生の水準が低下することのないよう、船員派遣契約の締結に当たっては、派遣船員に係る適正な安全衛生管理体制の整備に関する措置を定める等により、派遣船員に係る安全衛生の水準を適正に確保する。

### ③ 船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進

- ・国は、船舶所有者等関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、引き続き船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進を図る。＜参考資料<sup>18</sup>参照＞

### ④ 表彰制度の実施

- ・国は、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的として、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、他社の模範となる安全で労働環境が充実した取組を表彰する「船員安全・労働環境取組大賞<sup>26</sup>」について、引き続き実施する。＜参考資料<sup>19</sup>参照＞

### ⑤ 船員労働安全衛生月間の実施

- ・国は、船員災害防止協会等との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を促進するため、「令和7年度船員労働安全衛生月間」を9月に実施する。＜参考資料<sup>20</sup>参照＞

### ⑥ 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

- ・船員災害防止協会は、船員の安全確保及び船内衛生向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止するため、全国各地での各種安全衛生講習会の実施、協会独自の優良会員の認定制度の継続実施、ウェブページや機関誌等による情報提供や指導助言等、安全衛生の取組に関する啓発・支援等を行う。また、会員ニーズの把握に努め、会員サービスの質的向上を図り、会員の増加に向けた活動に積極的に取り組むとともに、効率的な協会運営に努める。

<sup>25</sup> 船舶火災消火講習会、安全講習会、衛生講習会、生存対策講習会、訪船・安全衛生技術指導、安全衛生講習会

<sup>26</sup> 船員安全・労働環境取組大賞 [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000014.html)

## (2) 船内の居住環境・作業環境の整備・改善

船舶所有者は、居住区域内を常に清潔に保つ等快適な居住環境の整備に努める。また、船内の作業設備、機械器具・用具等の整理整頓、換気、温度、照明等作業環境を整備・改善するよう努める。

## (3) 危険物を運搬する船舶等

船舶所有者は、化学物質等安全データシート（SDS）を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱上の留意点に関する情報を船員に周知し、暴露限界値（TLV）が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備える等安全管理を徹底する。

## 別紙：2023年度事故事例

### 転倒

#### ○事例 1

##### (概要)

船首甲板上における接岸作業終了後に居住区へ戻る際、岸壁と船を繋ぐために張られていた係船索を跨ごうとしたところ、足を引っかけて転倒。右上腕骨骨幹部骨折（64歳、貨物船、499トン、休業日数130日）

##### (防止措置)

- ・係船索の存在を知らせるための注意喚起となるものを設置や係船索が通るルートの床にペイントを施す（危険に見える化）
- ・可能な限り係船索を跨がずに移動を行う

#### ○事例 2

##### (概要)

投網を揚げる作業中、網に挟まった漁獲物の油によって足を滑らせ、重ねた網の上で腰をひねった。腰骨骨折（年齢不明、漁船、300トン、休業日数34日）

##### (防止措置)

- ・漁獲物の油等により甲板上が滑りやすくなる場合は、油等を落とすために散水
- ・甲板上が滑りやすくなる作業をする場合は、滑り止め加工された長靴を使用
- ・甲板上に滑り止めテープや塗装を施す

### はさまれ

#### ○事例 1

##### (概要)

岸壁のビット脇で接岸作業補助中、ビットにかかった状態の係船索を隣のビットに取り直すために外そうとしたところ、係船索が緩みきらないうちに外したため、係船索とビットの間に指が挟まれた。右手示指神経損傷、関節拘縮（68歳、貨物船、310トン、休業日数92日）

##### (防止措置)

- ・係船索を扱うときは、完全に緩んだ状態を確認してから作業を開始する
- ・係船索は、常に緊張感をもって取り扱う
- ・係船索は、状況に応じて複数名で取り扱う
- ・係船機操作者との意思疎通を確実にを行う
- ・作業指揮者による適切な指示・監督を行う



## ○事例 2

### (概要)

甲板上において着棧作業中、港内で既に係留している船に横付けするためにロープを渡して固縛しようとしたところ、波浪により船体が揺れ、船体間に指をはさまれた。左手指示指先の欠損、中指の骨折（44 歳、漁船、310 トン、休業日数 170 日）

### (防止措置)

- ・波浪の打ち込み、船体の大きな動揺等、作業に危険を及ぼす状態について乗組員全員に周知徹底
- ・天候等の事由により作業環境が危険な状況である場合には、作業を延期・中止
- ・船内安全衛生委員会等を活用し、作業方法の見直しを検討

## 動作の反動・無理な動作

## ○事例 1

### (概要)

機関室内において、発電機のエアフィルター交換作業中、使用済み洗浄液の入った容器を持ち上げようとしたところ、腰に痛みが走り動けなくなった。腰椎椎間板ヘルニアを発症（21 歳、フェリー、8,900 トン、休業日数 20 日）

### (防止措置)

- ・作業をするときの姿勢や動作について安全衛生教育を実施
- ・重量物を扱うときは、無理に一人で行わず、複数人で作業を実施

## ○事例 2

### (概要)

左舷後部甲板において入港作業中、岸壁係留位置を調整・確認するため、左舷後部甲板の手すりから岸壁に飛び降りた。両踵骨骨折（53 歳、巡視船、1,800 トン、休業日数 75 日）

### (防止措置)

- ・原則、本船から岸壁には飛び降りない
- ・やむを得ず本船から岸壁に移る場合には、危険のない範囲内で十分に船体を岸壁に寄せる
- ・陸上の作業員に綱取りの依頼を徹底

## 転落・墜落

## ○事例 1

### (概要)

係留中、エアコン試運転のために開放してあった機関室入口のハッチに気づかず、約 1メートル下の機関室に落下。右上腕骨近位端骨折（65 歳、旅客船、19 トン、休業日

数 160 日)

(防止措置)

- ・ 転落するおそれのある開口部の存在を知らせるための注意喚起となるものを設置 (危険に見える化)

○事例 2

(概要)

船倉内において船倉壁を修理中、片手に作業道具を保持したまま梯子を降りようとしたところ、足を滑らせ体を支えることができずに落下。右手首骨折、臀部打撲 (55 歳、砂利運搬船、500 トン、休業日数 180 日)

(防止措置)

- ・ 作業道具を手を持たない。手すりを確実に持つ。(昇降時には作業道具を持たず、作業道具は別途ロープ等で上げ下ろしを行う)
- ・ 昇降の基本である三点支持を徹底

## 海中転落

○事例 1

(概要)

左舷船首船体の釣り台において釣り込み中、魚が釣針を飲み込んでしまったため、海に背を向けた状態で釣針を外そうとしたところ、波浪により船体が動揺し、バランスを崩して海中へ転落 (28 歳、漁船、120 トン、死亡)

(防止措置)

- ・ 船舶の動揺に備え、重心を低くし、海に背を向けない
- ・ 墜落制止用器具や作業用救命衣の着用を徹底

○事例 2

(概要)

体調不良の船員が、停泊中の船舶に、船体外板埋め込み常設タラップから乗船しようとしたところ、足を滑らせて海中転落。右橈骨遠位端関節内骨折 (69 歳、貨物船、499 トン、休業日数 200 日)

(防止措置)

- ・ 体調不良時には船長や他の船員、陸上職員に情報共有
- ・ 体調不良者が乗下船する場合には、1 人で行わず、介助者を同行
- ・ 船体外板埋め込み常設タラップ等を使用することなく、歩み板等で乗下船を行う

## 参考資料

### ①死傷災害・疾病発生状況（2023年度）

区分	業種別	合計	一般船舶			漁船	その他
			計	外航	内航		
合計	発生人数(人)	1275 (981)	454 (376)	33 (33)	421 (343)	402 (374)	419 (231)
	発生率(%)	1.95 (1.50)	1.55 (1.29)	0.43 (0.43)	1.95 (1.59)	1.90 (1.76)	2.82 (1.55)
	死亡者・ 行方不明者数(人)	21	6	3	3	12	3
災害	発生人数(人)	477	174	13	161	213	90
	発生率(%)	0.73	0.60	0.17	0.75	1.00	0.61
	死亡者・ 行方不明者数(人)	8	1	0	1	6	1
疾病	発生人数(人)	798 (504)	280 (202)	20 (20)	260 (182)	189 (161)	329 (141)
	発生率(%)	1.22 (0.77)	0.96 (0.69)	0.26 (0.26)	1.20 (0.84)	0.89 (0.76)	2.21 (0.95)
	死亡者数(人)	13	5	3	2	6	2

(注)「その他」：官庁船、曳船、はしけ、起重機船、ガット船その他の船舶を指す。

( ) 内は新型コロナウイルス感染症を除いたもの

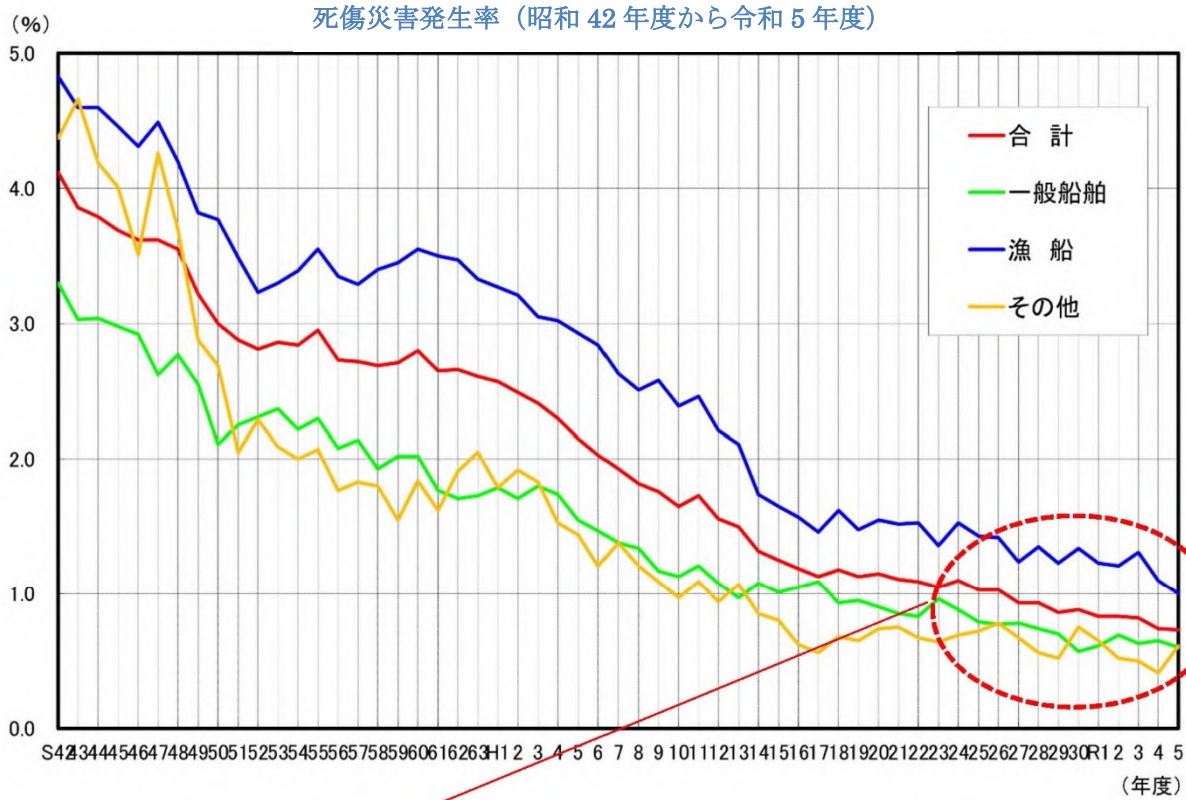
外航・内航の発生率は、一般船舶の合計乗組員数に対する発生率である。

### ②船員と陸上労働者の災害発生率の比較

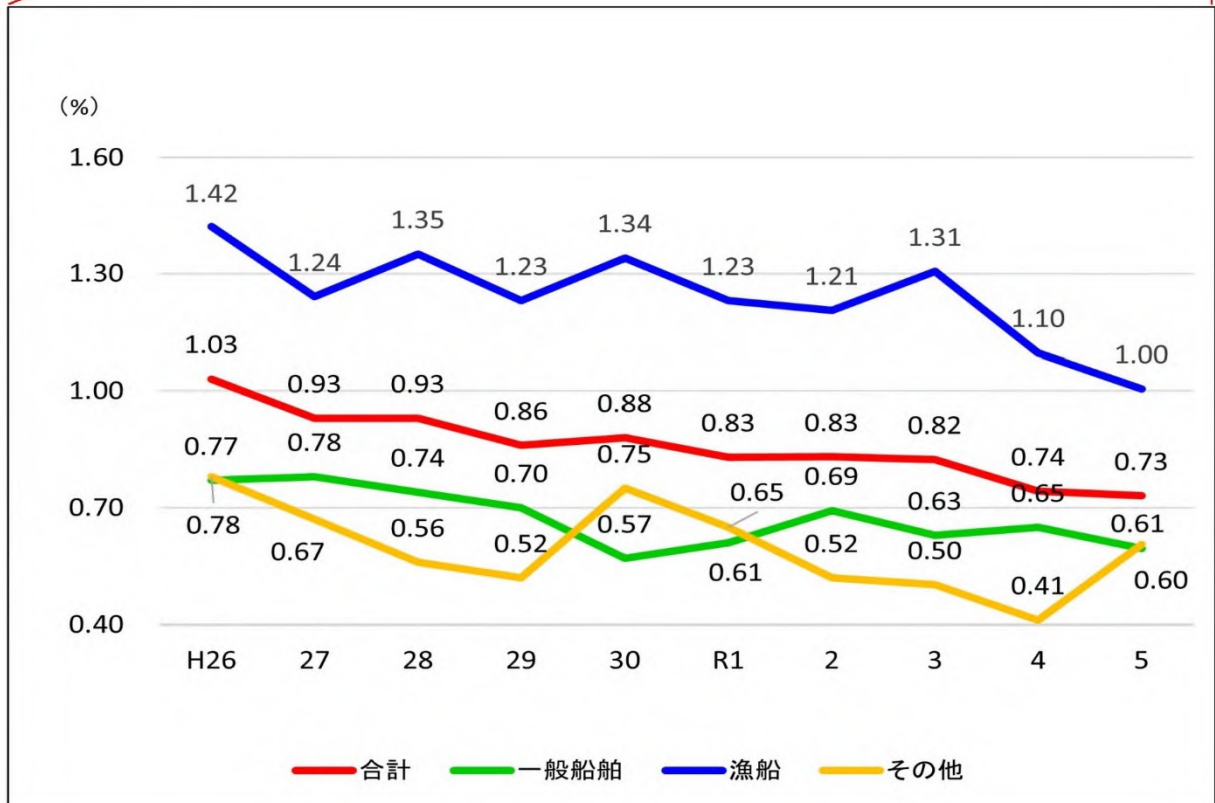
業種別	年度別 死傷別	2022年度		2023年度	
		職務上休業 4日以上	職務上死亡	職務上休業 4日以上	職務上死亡
		船員	全船種	0.73	0.016
	一般船舶	0.64	0.004	0.59	0.000
	漁船	1.08	0.033	0.97	0.024
	その他	0.40	0.014	0.59	0.007
陸上労働者	全産業	0.23	0.001	0.24	0.001
	鉱業	0.99	0.020	0.99	0.025
	建設業	0.45	0.009	0.44	0.007
	運輸業	0.69	0.020	0.69	0.004
	陸上貨物運輸事業	0.91	0.003	0.90	0.006
	林業	2.35	0.056	2.28	0.058

(注) 陸上労働者の死傷災害発生率(暦年)は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値から算出  
陸上労働者と比較するため、休業4日以上の死傷災害発生率を採用

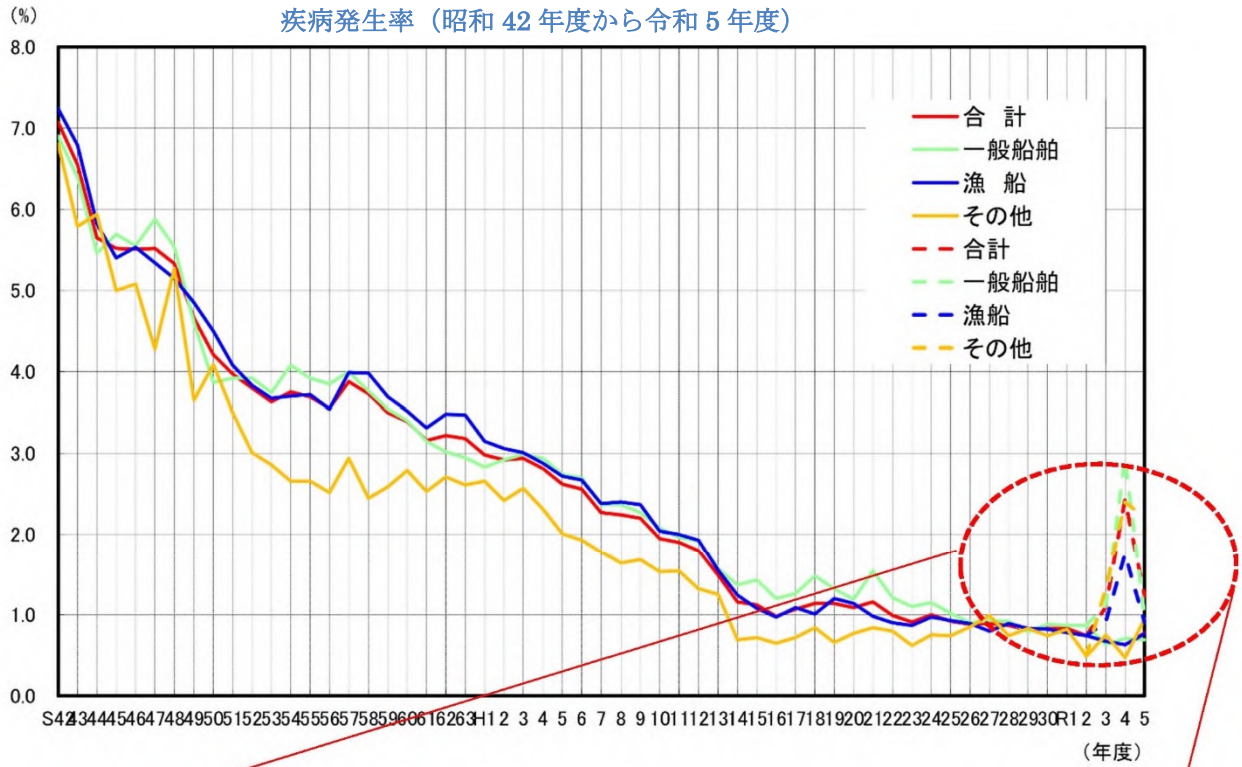
③船員の死傷災害発生率の推移



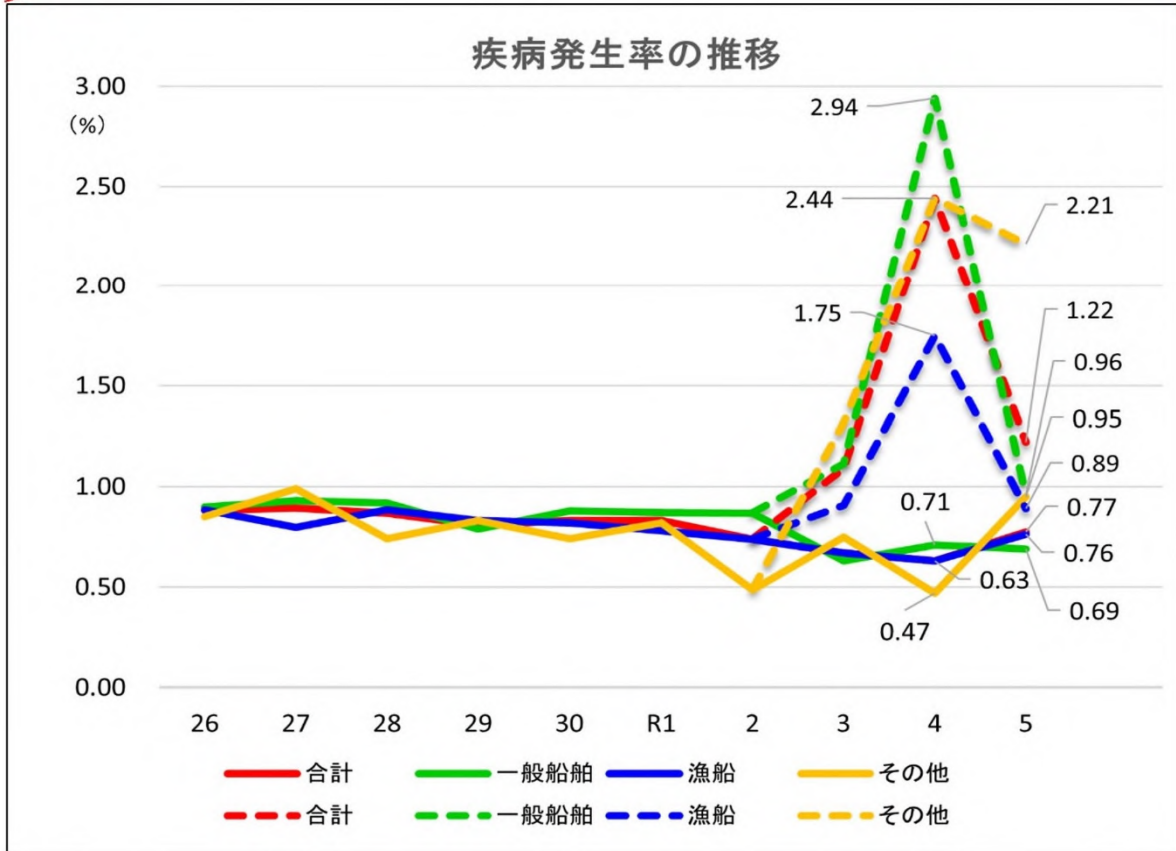
直近10年間の死傷災害発生率（平成26年度から令和5年度）



④船員の疾病発生率の推移

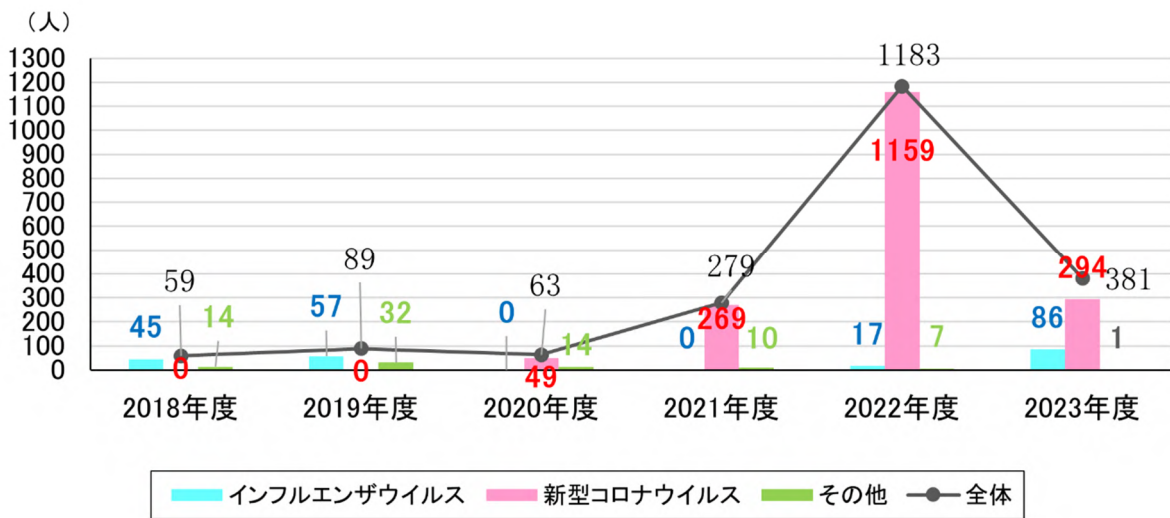


直近10年間の疾病発生率（平成26年度から令和5年度）

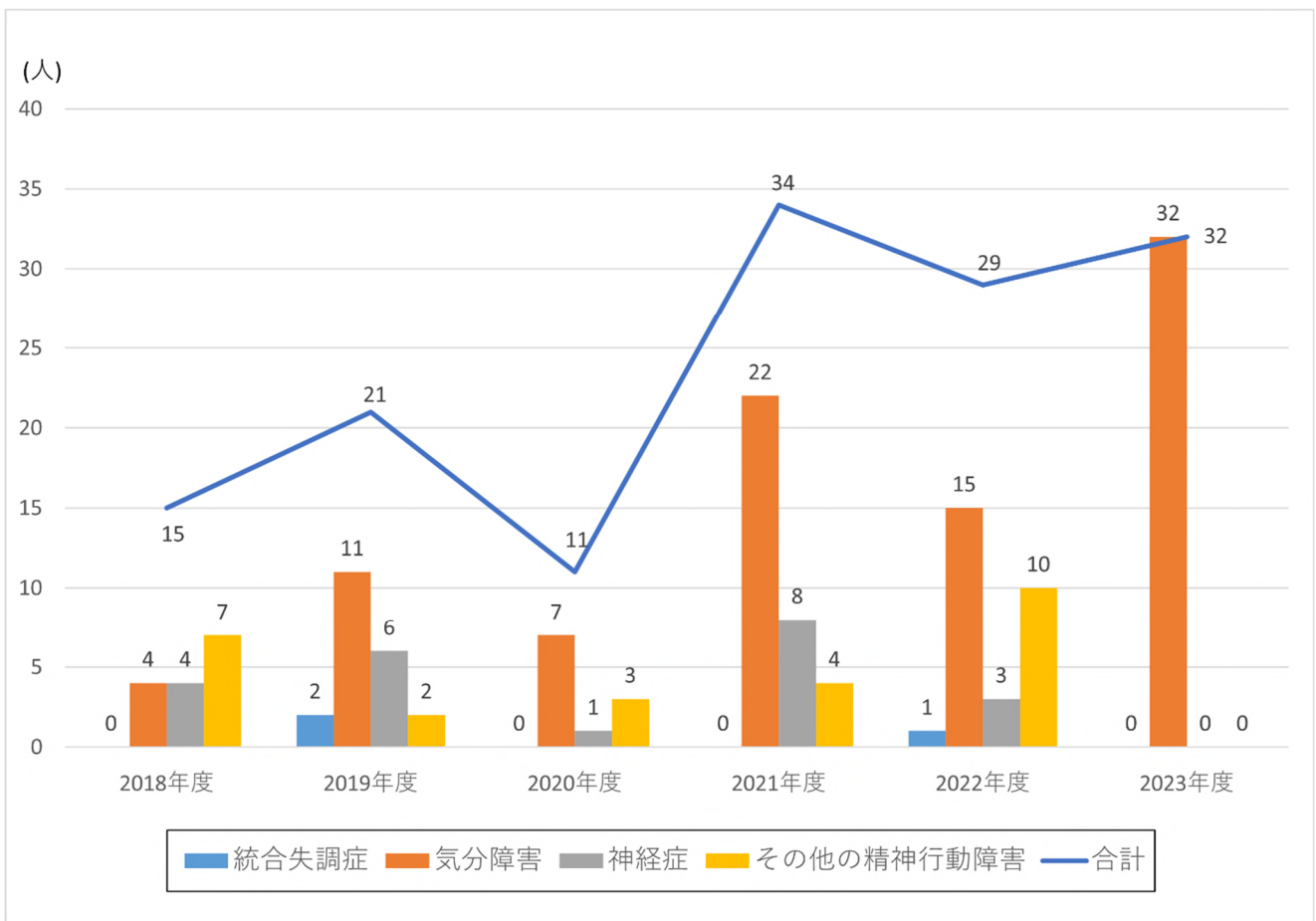


注) 点線は新型コロナウイルス感染症を含む推移

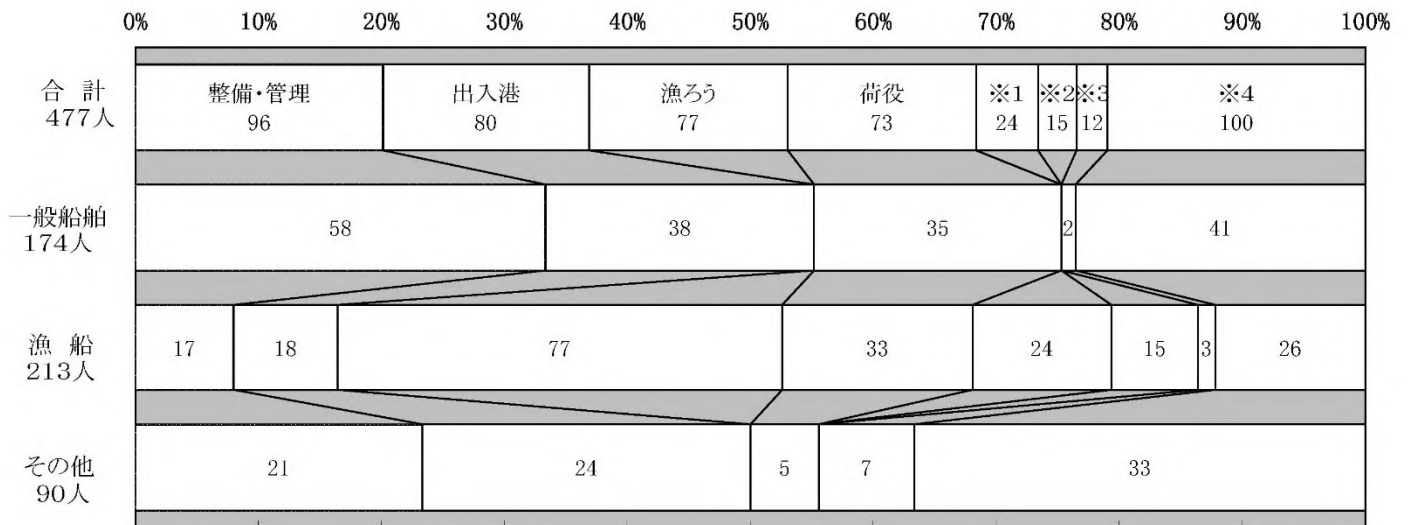
⑤新型コロナウイルス感染症等の発生状況



⑥メンタルヘルス系疾患の発生状況



⑦作業別死傷災害発生状況（2023年度）

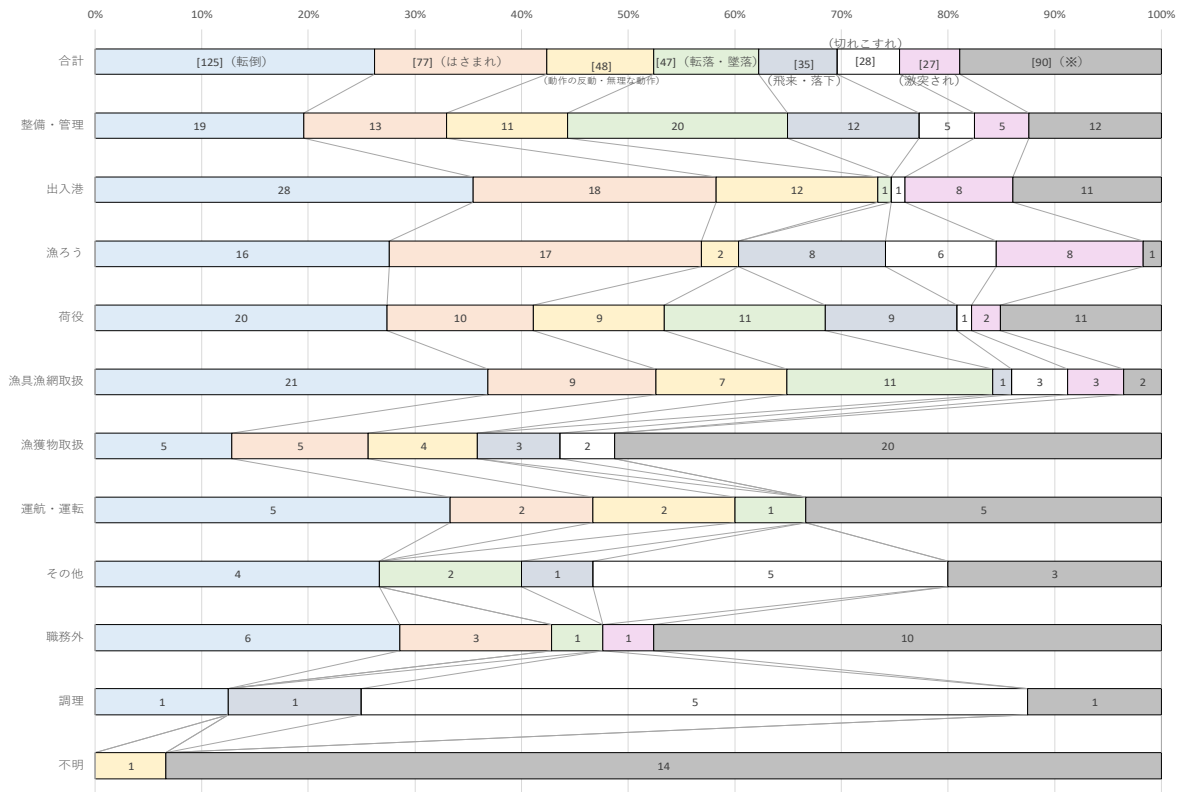


(注)作業別の「※4」の内訳

	その他	職務外	調理	不明	合計
合計	65	22	9	9	105
一般船舶	26	9	5	5	45
漁船	16	5	2	3	26
その他	23	8	2	1	34

※1 漁具魚網取扱  
 ※2 漁獲物取扱  
 ※3 運航・運転

⑧「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」「海中転落」の作業別（2023年度）



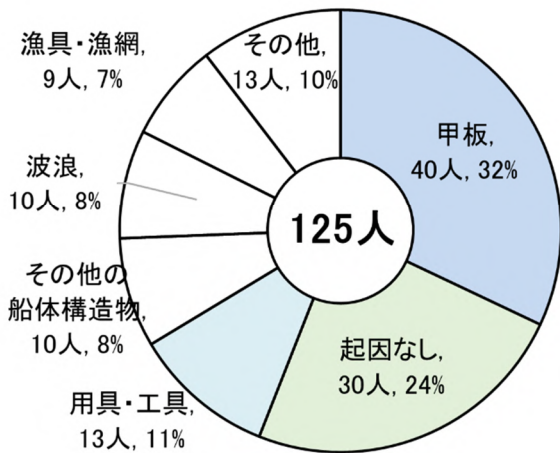
種類の「※」の内訳

	まき込まれ	激	突	その他	踏みぬき	海中転落	高温低温の物との接触	不明	崩壊・倒壊	海難	感電	酸欠	爆発	火災	中	毒	合計
合計	24	16	14	11	11	11	4	3	2	2	2	1	0	0	0	0	90
整備・管理	2	5	1	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12
出入港	4	4	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
漁ろう	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
荷役	1	0	6	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	11
漁具漁網取扱	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
漁獲物取扱	12	4	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20
運航・運転	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
その他	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
職務外	0	2	2	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
調理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
不明	1	0	1	4	6	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14

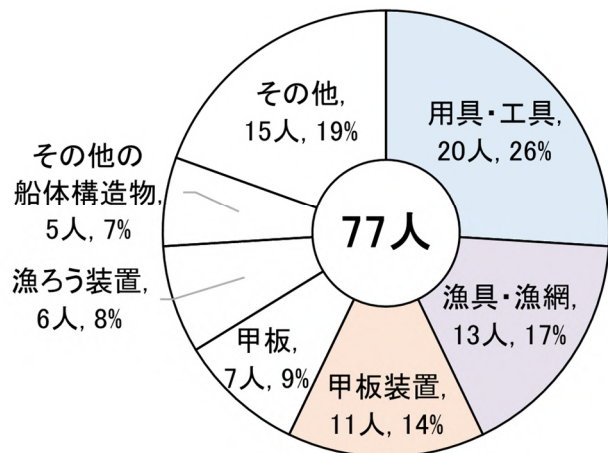


⑨「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」の起因物別（2023年度）

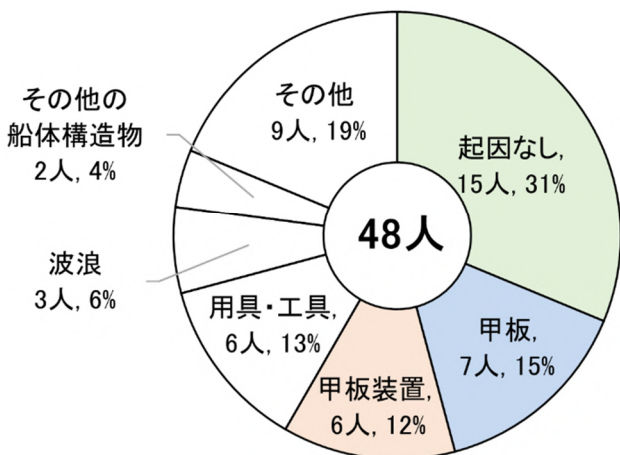
起因物別（全船種「転倒」）



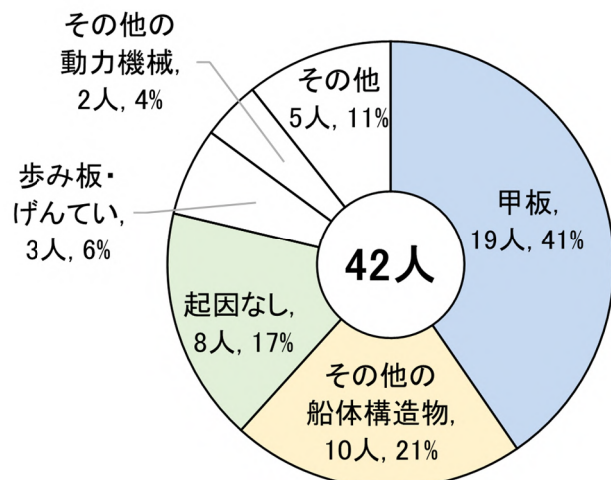
起因物別（全船種「はさまれ」）



起因物別（全船種「動作の反動・無理な動作」）

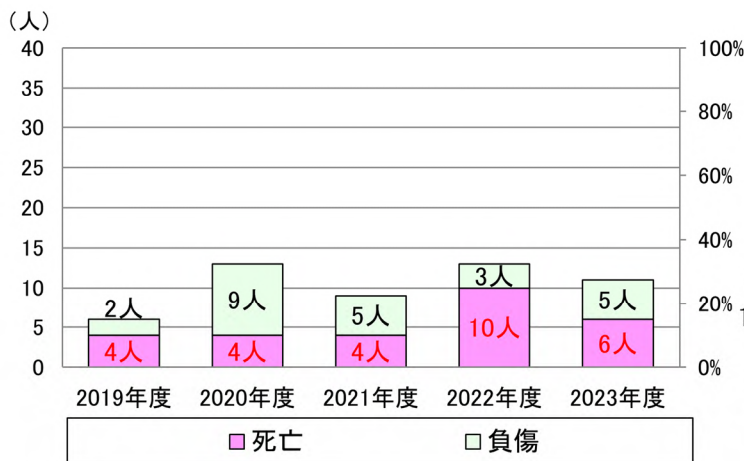


起因物別（全船種「転落・墜落」）

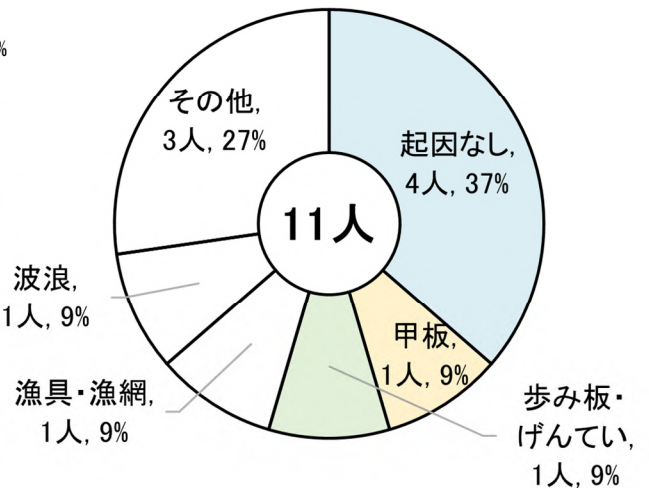


⑩海中転落の発生状況

海中転落の発生状況推移

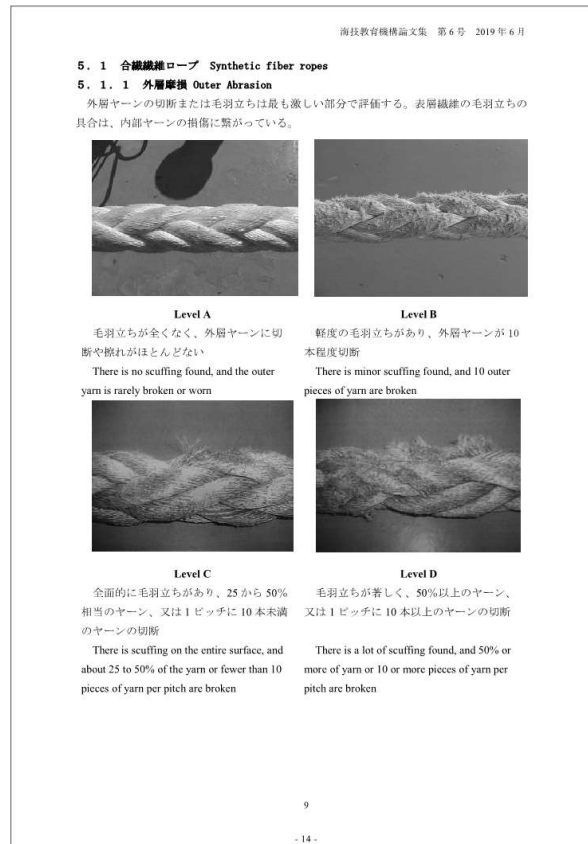


起因物別（全船種「海中転落」）  
（2023年度）



①係船索を含む係船設備の点検及び保守の一例

安全な係船作業に関する手引き(海技教育機構論文集 第6号 2019年6月)  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jmetsjournal/6/0/6\\_1/pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jmetsjournal/6/0/6_1/pdf-char/ja)



②STCW 基本訓練

**概要**

STCW条約(第6章第1規則等)において、以下の要領で船内における任務を割り当てられる前に実施すべきものとして規定

**訓練対象者**  
 内外航問わず、船舶に乗り組み、その運航において安全又は汚染防止任務に携わる**すべての船員**

**訓練の内容** **「実地訓練」と「5年ごとの能力維持証明」が必要**

<p><b>生存訓練(個々の生存技術)</b></p> <p>救命胴衣の着用、高所からの飛び込み、救命いかだの復正と乗込 等</p> <p>実地訓練のイメージ</p> <p>救命胴衣なし訓練      救命胴衣の着用と訓練</p> <p>イマージョンスーツ      安全な水中への飛び込み      救命いかだ</p>	<p><b>消火訓練(防火及び消火)</b></p> <p>呼吸具の着用、消火器による火災消火 等</p> <p>実地訓練のイメージ</p> <p>消火器の使用と消火      消火後の救出</p> <p>水放射等の使用と消火      煙充滿の閉鎖区域での救助等</p>
<p><b>応急訓練(初歩的な応急手当)</b></p> <p>ケガ、疾病の応急処置</p>	<p><b>安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)</b></p> <p>非常時の手段、海洋汚染防止、船内コミュニケーション</p>

⑬小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン及び教材ひな形

特定教育訓練について

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr4\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000041.html)



## ⑭水産庁における漁船の安全操業に関する取組

### ○ 漁船の安全操業に関するウェブページ等の設置

農林水産省全体で取り組んでいる「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策」において、作業安全に関する情報を発信。

また、水産庁において取り組んでいるライフジャケットの着用徹底、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:漁業)の利用促進、安全推進員等の養成及び全国漁船安全操業推進月間等の取組について、水産庁のHPに特設のウェブページ「漁船の安全操業に関する情報」を設置し、情報を発信。

(漁船の安全操業に関する情報)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>



作業安全ステッカー



ライフジャケット着用推進リーフレット

### ○ 作業安全のための事故体感「VR映像」の作成

事故を自分にも起こり得ることとして体感できる、事故再現 VR

(バーチャルリアリティー)映像を作成し、農林水産省のHPにおいて提供。

同映像においては、併せて、事故の防止対策も、わかりやすく紹介。

<参考> [https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou\\_anzen/shizai.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/shizai.html)



漁業は、1アプリで2種類の映像がご覧いただけます。

⑬船員の健康確保を図るための新たな4つの制度

船員の健康確保について

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html)

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握（→健康障害の防止措置）
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導



等

② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出
- 診断結果等の保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）



等

③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）



等

④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施
- 検査結果の記録
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置（※）



等

※ 就業場所の変更、乗船期間の短縮 等



✓ 上記①、③、④は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に対し義務付け（上記船舶所有者以外は努力義務）

✓ 上記②、④は、船員のうち、「常時使用する船員」が当該措置の対象

⑩全国健康保険協会における船員の健康づくりに関する主な取組

船員の健康づくり宣言

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/collabo/>

船員の健康づくりに関する取組を実施する船舶所有者に対し、全国健康保険協会や健康づくりの専門職によるサポートを実施。

選べる2つのコースと、「船員の健康づくり宣言」の流れ

### アクティブコース

自社船員の健康課題を専門職と共有し、どのような対策が必要か、無理なく健康づくりを進めるためにはどうすべきか、改善策・支援メニューをご提案します!

～ アクティブコースの流れ ～

- エントリー
- 初回オンライン面談
- 健康づくり実践
- フォローアップ面談

毎年チャレンジ!

専門職からのアドバイスを受けて、積極的にチャレンジ!

- ★ 産業医健康面談や出前健康講座が利用できます!
- ★ 専門職との面談で課題に対する改善策・支援メニューをご提案!
- ★ 希望者には、健康経営優良法人認定に向けた支援や、認定後の活用方法をご提案!

### シンプルコース

エントリー時に、取り組みそうな項目を選択いただき、船員保険部の支援メニュー等もご利用いただきながら、できることからチャレンジしてみてください!

～ シンプルコースの流れ ～

- エントリー
- 健康情報等をご提供
- 健康づくり実践
- 取り組みの振り返り

毎年チャレンジ!

まずは簡単かつ手軽に、できることからチャレンジ!

- ★ 定期的に健康づくりの情報をお届け!
- ★ いつでもアクティブコースへの変更可能!



健康づくりの取り組み例をご紹介します!

<h4>健診受診</h4> <p>まずは身体の状態を知ることから! 健康診断の受診を推進しましょう。</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生活習慣病予防健診(無料)を推奨する。</li> <li>✓ 船員手帳の健康証明写真を船員保険部へ提出する。</li> </ul>	<h4>保健指導</h4> <p>特定保健指導の案内が届いたら、まずは船員の方へご案内を!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定保健指導対象者へ利用を促す。</li> <li>✓ 勤務中にICTを利用した特定保健指導を受ける機会を設ける。</li> </ul>	<h4>禁煙推進</h4> <p>喫煙者だけでなく周囲への影響も… 禁煙対策をおこなしましょう。</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 喫煙室を設けるなど、分煙対策をとる。</li> <li>✓ 禁煙外来の補助を行う。</li> </ul>	<h4>食事改善</h4> <p>乗船中も栄養バランスを考えた! ヘルシーに置換えてスモールチェンジ!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調理担当者に健康レシピを配布する。</li> <li>✓ 甘い飲み物を選び、お茶やお水等を選択する。</li> </ul>
<h4>メンタルヘルス</h4> <p>ストレスをため込まないために! 上手に発散しましょう!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外部講師を招いたメンタルヘルスケア講座を受講する。</li> <li>✓ 電話健康相談で悩みを相談できることを周知する。</li> </ul>	<h4>健康教育</h4> <p>まずは船員に健康意識を! 健康づくりの重要性を学びましょう!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 船員保険部が提供する産業医健康相談を利用する。</li> <li>✓ 船員保険部が提供する出前健康講座を利用する。</li> </ul>	<h4>睡眠改善</h4> <p>良質な睡眠でしっかり休養! 質の良い睡眠は健康づくりの基本!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 睡眠や疲労回復に関する情報を船内に掲示する。</li> <li>✓ 快眠グッズを船内に配置する。</li> </ul>	<h4>運動習慣</h4> <p>乗船中でもこまめな運動を! 簡単な体操でもOKです!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 勤務中にラジオ体操やストレッチを行うよう推奨する。</li> <li>✓ カンタン3分体操(船員保険部ホームページ参照)を実施する。</li> </ul>

無料

船員保険部が提供する支援メニューをご紹介します!

<h4>健康づくり専門職との面談</h4> <p>船員の健康づくりについて詳しい専門職(保健師等)と面談し、貴社の課題の洗い出しや今後の方針を一緒に考えます。健康経営優良法人認定に向けたフォローも可能です。</p>	<h4>産業医健康面談</h4> <p>産業医によるオンライン面談(健康相談)を利用できます。船員の健康相談や船舶所有者の健康管理に関する相談に対して助言を行います。</p>	<h4>生活習慣病予防健診</h4> <p>35歳以上の方はがん(胃・肺・大腸)検診を含む健診を受診できます。一般健診・巡回健診は無料で受けることができます。</p>	<h4>特定保健指導</h4> <p>健診結果等からメタボ該当、もしくは予備群と判定された方に保健師等が様々な働きかけやアドバイスを提供いたします。</p>	<h4>船員保険電話健康相談</h4> <p>医師、看護師等が24時間、医療や健康やメンタルヘルスの相談をお受けします。自宅や勤務先の近く等ご要望に沿った医療機関情報もご案内します。</p>
<h4>出前健康講座</h4> <p>研修会に講師を派遣し、メンタルヘルスや生活習慣病に関する講座を開催します。生活習慣病予防、メンタルヘルス、たばこの害等、各種テーマをご用意しています。健康づくりの専門職との面談、産業医健康面談、出前健康講座、船員デンタルケアキットはアクティブコース専用の支援メニューです。</p>	<h4>船員デンタルケアキット</h4> <p>令和6年度からの新たな支援メニューとして登場</p> <p>お口の中の状態をご自分で確認することができる「船員デンタルケアキット」を船員の人数分ご提供いたします。</p>	<h4>健康づくり好事例集</h4> <p>「船員の健康づくり宣言」にエントリーしている船舶所有者様が自社船員に対して実際にやっていらっしゃる健康づくりの取組を取材し、好事例として紹介いたします。</p>	<h4>健康情報誌・リーフレット</h4> <p>船員の健康づくりに役立つ情報誌、食事改善や運動推進などに活用いただけるリーフレットをご提供いたします。</p>	

⑰全国健康保険協会におけるメンタルヘルスに関する主な取組

電話健康相談



## 船員保険 電話健康相談

**24時間365日 通話料無料**

船員保険ご加入の被保険者ご本人と扶養家族の皆様がご利用いただけます。

# 0120-018-620

※ご利用の際には保険者名称（全国健康保険協会 船員保険部）をうかがいます。

経験豊富な医師・保健師・看護師などの専門スタッフが健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどの相談に応じます。無線医療助言をご利用されるかお悩みの方もお気軽にご相談できる電話相談窓口です。

～プライバシーは厳守されますので安心してご利用ください～

健康に関する悩みや質問に、チャットボットが自動応答！！

## 無料 チャットボット健康相談

こんなとき、お気軽にご利用ください

病気に連れて行っただろうか？

つわりが辛い…

なんともならない？



チャットボットで解決しない場合は…

保健師・看護師などの相談スタッフへ電話で相談もできます！

※実際の画面とは異なる場合があります

- このほかにも…
- ・子どもが落ち着いた時に
- ・仕事の合間に
- ・移動中に…など気軽に調べたい時に
- スマホやPCなど、デバイス問わずご利用可能

操作しやすい画面デザイン

キーワードによるFAQ検索が利用可能

幅広い相談テーマに対応しています

- こどもの相談（0～6歳） ●女性・男性に多いからだの悩み ●こころの不調や悩みの相談
- 季節限定の相談（花粉症・熱中症・インフルエンザ） ●からだの相談（ちょっとした不調・健診結果の見方）

※当サービスは、必ずしも疾病の予防を保障するものではありません。  
※当サービスは、ティーベック株式会社が発行しています。

チャットボットのご利用はこちらから→ 

### こんなお悩みありませんか？



不規則な生活で睡眠不足



腰痛がひどい



健診結果の数値について教えてほしい



食生活を改善したい



気分がすぐれないのは、うつ？



お腹の痛みが続いている

※当事業はティーベック株式会社に委託しております。ティーベック株式会社は「プライバシーマーク」使用の登録事業者として認定されています。

 **全国健康保険協会**  
船員保険

### 船員保険健康アプリをご利用いただくとアプリ内でチャットボットを利用できます。

船員保険健康アプリには最大5年分の健診結果\*の閲覧や健診結果に合わせた個別のアドバイスなどのお役立ち機能もご用意しています。

\*全国健康保険協会が保有する健診結果に限ります

船員保険健康アプリの詳細はこちらから→ 



 **全国健康保険協会**  
船員保険

⑩船員労働災害防止優良事業者認定制度

船員労働災害防止優良事業者認定

船員の労働災害防止に向けた船舶所有者などの自主的な取組を促すため、国土交通省において、労働災害の防止に優れた成果をあげている船舶所有者を「船員労働災害防止優良事業者」として認定する制度。

1級

- ✓ 過去5年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
- ✓ 死亡又は行方不明となった者がいないこと。
- ✓ 2級に認定されていること。



2級

- ✓ 過去3年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
- ✓ 死亡又は行方不明となった者がいないこと。



- 認定証の交付
- 国交省ウェブページや専門紙等に公表
- 認定ロゴマークの交付
- 船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に船員労働災害防止優良事業者である旨の記載

船員労働災害防止優良事業者

(2024年9月現在)

級別	認定事業者数	業種別 (内訳)				
		外航	内航	旅客船	漁船	その他
1級	92	2	39	22	0	29
2級	29	0	17	8	0	4



⑱表彰制度

船員安全・労働環境取組大賞(トリプルエス大賞)  
(Award for Safe and Smart working environment for Seafarers)



令和6年度  
船員安全・労働環境  
取組大賞

国土交通省において、船員の安全向上に資する優れた取組を行っている船員、船舶所有者等を表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図ることにより、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的とした表彰。

《令和6年度の受賞》

○ 大賞(1者)

受賞者:明和海運株式会社

取組名称:スロップタンク洗浄・排出 自動化システム

-内航ケミカルタンカーのバルブ開閉作業、ポンプ発停操作、スロップタンク洗浄作業及びスロップタンク洗浄水排出作業を遠隔自動化

先進的	・ケミカルタンカーにおけるスロップタンク洗浄作業・タンク洗浄水排出作業の遠隔自動化システムの開発・船舶導入は世界初
模範的 実践的	・大手内航船社などから多数問合せあり ・船員からの評価も高く、来年度建造船にも導入予定
効果的	・不規則に行われる洗浄・排出作業に伴う勤務・待機時間を解消 ・自動化により労働時間の短縮を実現(年間 36 時間→1.5 時間/隻) ・作業の安全性を確保(夜間、荒天時の甲板上での作業不要)

○ 特別賞(1者)

受賞者:向島ドック株式会社

取組名称:Stay close to the environment

人、環境、世界の目まぐるしい変化に対する船を目指して

- むかいしまの開発就航(499T,貨物船)

・リチウムイオン電池搭載。

・ジョイスティックコントロールシステムの搭載。バウスラスターの制御をジョイスティックに統合制御。

- 労働環境向上の取組

・海上勤務・陸上勤務を選択できる組織体制、仕組みづくり

・船長の配乗を固定配乗から変動配乗にシフト

②船員労働安全衛生月間

船員労働安全衛生月間 主な活動実績 (2024 年度)		
安全衛生に関する訪船指導	1,192	(隻)
船員災害防止大会等の開催	18	(箇所)
〃 参加人数	831	(人)
無料健康相談所の開設	108	(箇所)
〃 受診人数	522	(人)



船員労働安全衛生月間  
ステッカー